

# 兵藤文男税理士事務所

地元の中小企業の頼りになる  
パートナーとなることを心がけて、先代から50年

## PRポイント

個人、法人を問わず、信頼度の高い決算書、申告書作成を心がけています。

揉める“争族”にならず、揉めない“爽続”になるようスムーズな相続手続に役立つ公正証書遺言を勧め、その作成をサポート。また、相続対策セミナーも行っています。

## お問い合わせ

TEL 0566-23-6488

FAX 0566-24-6488

URL [hyoudou-kaikei.com](http://hyoudou-kaikei.com)

## お客様からの相談には税理士自らが回答

兵藤文男氏は、刈谷市で開業50年を迎える税理士事務所の二代目税理士。

兵藤事務所のスタッフは、昭和44年の開業当初より女性職員を継続的に採用し、その能力、実力を発揮してもらうことにより、責任ある仕事を任せています。記帳作業の不得手な関与先から経理担当のいる中小企業の関与先まで、丁寧にキメの細かい仕事ぶりから、安心信頼して経理、税務処理を任せられるという声をいただいています。

お客様の会社等を訪問する「訪問型」と、お客様に来所いただく「来所型」が混在しながら、日々の事務処理は行われていますが、お客様への相談に対する回答やアドバイスは必ず兵藤氏自身が行い、専門外の内容であれば弁護士、司法書士、社会保険労務士、不動産鑑定士など他の専門家をすぐに紹介できる体制も整えています。

中小企業の税務・会計の専門家から、日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）の窓口となる商工会議所で小規模事業者経営改善資金審査会の審査委員長も務めています。

## 書面添付の活用を視野に 信頼度の高い申告書作成

事務所内のOA機器類については、常に最新でありたいという気持ちも相まって、電子申告にも導入当初から積極的に取り組み、税務署から平成19年に感謝状を受けています。個人、法人を問わず作成する申告書には、書面添付制度を視野に入れた信頼度の高い決算内容を心がけています。

書面添付制度とは、申告書の作成に当たり税理士がどのような書類を基に計算したか、お客様からどのような相談を受けたか、といったことなどを記した書面を添付し、申告書の質と信頼性を向上させるもの。税務調査が行われる前に税理士に対して意見聴取があり、ここで疑問点が解消されれば調査が省略されるため、お客様が調査を受けることによる労力削減にもつながります。

弥生シリーズを含む汎用会計ソフトにも対応し、ネット会計で事務所と関与先とのストレスのない経理処理を目指しています。

今後も、長年の経験と、最新のものへの順応力の高さで、お客様を強力にサポートし続けます。



代表 兵藤文男氏



きめ細かく正確な会計サービスを提供



## 公正証書遺言の作成をサポート

「跡取りが困らないよう遺言を作成しましょう」として、公正証書遺言の作成を勧めます。

「一般的には、不動産、預貯金の名義変更には相続人全員の署名、捺印が必要となりますが、公正証書の遺言があれば遺言執行人が手続きすることで名義変更や解約などが行えます。そのため、遺産分割で揉めることが予想される場合のほか、揉める心配がなくてもスムーズな名義変更等に役立つため、遺言を作成しておくといでしょう」と兵藤氏は話します。

遺言書には自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類がありますが、兵藤氏は公証人とも連携して公正証書遺言の作成サポートを行っています。

公正証書遺言は、公証人に遺言作成してもらい作成した原本は遺言者が120歳になるまで公証役場で保管するもので、作成や保管を公証人が行うため、法的にも安全・確実で、遺産分割をめぐる相続人同士が争う“争族”の防止に役立ちます。

お客様からの依頼で遺言執行人も務める

兵藤氏。「遺言の作成では迷わないことが重要。後になって相続人がどうしても財産の振分けを変えなければ、相続人の皆さんが納得するなら遺産分割協議に変更することも可能ですから、あとは子どもたちに任せて、まずご本人の気持ちを書き残しましょう。」という。

近年は、相続対策について関心が非常に高まっています。相続税についても長年にわたり積み重ねてきたノウハウがある兵藤氏は、地域の商工会議所主催の講演会「かりや商人（あきんど）大学」で相続対策に関する講義をここ数年実施しています。どうして人によって相続税額が違うのか？などといった基礎的な内容から丁寧に解説し好評を得ています。

## 事務所の概要

代表者 兵藤文男  
兵藤三代治  
設立 昭和44年9月  
所属 東海税理士会刈谷支部  
職員数 7名  
住所 〒448-0852  
刈谷市住吉町2-21-5